

表4 安全運転管理者制度の概要

事 項	説 明	備 考
選任を要する場合	<p>自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（中略）及び貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を経営する者を除く。）で、次の台数以上を使用する本拠ごとに選任する（道交法第74条の2第1項、同施行規則第9条の8第1～3項）。</p> <p>乗車定員11人以上 1台 その他 5台        ◎ 自動二輪車1台は0.5台とする。        ◎ 20台以上の場合には副安全運転管理者を選任する。</p>	副安全運転管理者については台数に応じて人数が定められている（道交法施行規則第9条の11）。
資 格 要 件	<p>次の要件が必要（道交法施行規則第9条の9第1項）。</p> <p>1 20歳（副安全運転管理者が置かれるときは30歳）以上であること。        2 自動車の運転管理経験が2年（公安委員会の教習修了者は1年）以上ある者か、公安委員会が認定した者であること。</p>	
処理すべき事項	<p>1 自動車の運転に関する運転者の適性、技能、知識等の状況を把握するための措置を講ずること。</p> <p>2 運転者の過労運転の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。</p> <p>3 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。</p> <p>4 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全の確保を図るために措置を講ずること。</p> <p>5 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第47条の2第2項にある自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p> <p>6 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備えつけ、運転を終了した運転者に記録させること。</p> <p>7 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するための必要な事項について指導を行うこと。</p> <p>（以上 道交法施行規則第9条の10）</p>	
届 け 出	選任したときは15日以内に公安委員会に届け出る（道交法第74条の2第5項）。	

表6 運行管理者の業務（貨物自動車運送事業法・貨物自動車運送事業輸送安全規則等による）

**〈運行管理者の業務〉**「一般貨物自動車運送事業者等」の運行管理者の業務

- ①「一般貨物自動車運送事業者等」により運転者として選任された者以外に事業用自動車を運転させないこと。
- ②乗務員が休憩・睡眠のために利用する施設を適切に管理すること。
- ③所定の勤務時間・乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い、乗務員に乗務させること。
- ④疾病・疲労その他の理由により安全な運転またはその補助ができないおそれがある乗務員を乗務させないこと。
- ⑤運転者が長距離・夜間の運転に従事する場合で、疲労などにより安全な運転を継続できないおそれがあるとき、交替するための運転者を配置すること。
- ⑥過積載の防止について、従業員に対する指導・監督を行うこと。
- ⑦偏荷重が生じないなど、貨物の積載方法について、従業員に対する指導・監督を行うこと。
- ⑧運転者に対して乗務前後の点呼を行い、報告を求め、指示を与え、それを記録し、保存すること。
- ⑨運転者に対して乗務などの記録をさせ、それを保存すること。
- ⑩運行記録計の管理を行い、その記録を保存すること。
- ⑪運行記録計により記録ができない事業用自動車を運行の用に供さないこと。
- ⑫事故が発生した場合には一定の必要事項を記録し、保存すること。
- ⑬運転者ごとに、写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、営業所に備えておく。
- ⑭当該運送事業に係る主な道路の状況その他運行に関する状況、その状況の下での運行の安全を確保するために必要な運行の技術及び法令上の順守事項等について、乗務員に対する指導・監督を行い、運転者に適性診断を受けさせること。
- ⑮異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれのあるときは、輸送の安全を確保するために必要な措置を講ずること。
- ⑯自動車事故報告規則による事故防止対策に基づき、運行の安全の確保について、従業員に対する指導・監督を行うこと。

## 自動車安全運転添乗点検チェックリスト②

運転者	印 社歴	年 月	運転歴	年 月	
項目	着眼点(運転技能)	評価			備考
		優秀	普通	不可	
正しい運転姿勢	運転姿勢はよいか				
	車の前後に人がいないかどうかの確認は十分か				
交通ルール	ルールは守られているか(道交法)				
制限速度	制限速度以内か				
ブレーキのかけ方	踏み込みの動作は的確か				
	急ブレーキが多くないか				
進路変更、追い越し	左右前後の安全確認をしたか				
	無理な追い越しはしていないか				
安全の確認と合図	方向指示器の安全確認はよいか(約3秒前、30m手前)				
坂道停止	坂道停止で前後が接近しすぎていないか				
曲がり角とカーブ	手前で十分に減速し、スピードを落としたか				
右折、左折	内輪差を十分考慮して動作に移したか				
シートベルト着用	走る前に着用したか				
停止距離と車間距離	停止線手前及び前車との距離はよいか				
	車間距離は十分か				
高速道路走行	本線車道、加速・減速、登坂車線の厳守はよいか				
歩行者の保護	歩行者との間に安全な間隔をあけ、徐行したか				
運転にあたっての心得	始業時・終業時点検、装備品の点検をしたか				
	装備品の点検をしたか				
	運転計画を立てたか(所要時間など)				
総合所見	慎重派、スピード派、荒っぽい、その他 ( )			認・否	

## 自動車安全運転添乗点検チェックリスト①

項目	チェック・指導のポイント	評価ABC	項目	チェック・指導のポイント	評価ABC	
乗降車時	乗車前の車の周囲の危険の有無を確認したか		一時停止	一時停止指定場所では停止線の手前で停止したか		
	乗降車時のドアの開け方(必要以上に大きく開けなかったか)			停止後に左右の安全を確認したか		
	シートベルトは着装したか			停止するときは急停止しなかったか		
	降車前の後方確認をしたか			信号の変わり目を予測して進行したか		
姿勢	座席の調整はよかったですか		交差点	手前で減速し、安全速度で通行したか		
	正しい姿勢で運転したか			交差点通過時に左右確認をしたか		
	サイド・バックミラーを調整したか			交差点内で進路変更や追い抜きをしなかったか		
発進時	エンジン始動時の操作方法はよいか		通行	優先車両を先に通行させたか		
	発進時の後方確認はしたか			相手車の飛び出しを予測したか		
	割り込みスタートをしなかったか			信号待ちでサイドブレーキをかけたか		
加減速	急発進をしなかったか		右左折	正しい順路で右左折したか		
	不必要に急加減速をしなかったか			速度を十分に落として右左折したか		
	操作にリズム感があって滑らかであるか			右折時に対向車を待つ間、センターラインを越えていなかったか		
速度	法定速度に合ったスピードで走っていたか		車間距離	早めに右折・左折の合図をしたか		
	徐行場所では十分速度を落としたか			右左折の際は後方確認をしたか		
	危険を察したとき、すぐにブレーキを踏める状態に入ったか			速度計の半分の数字以上の距離(m)の車間距離を取ったか		
ブレーキ	エンジンブレーキによって徐々に速度を落としたか			前車が大型車、道路・天候が悪いときには、大きめの車間距離を取ったか		
	停止の手前で合図を行い、预告ブレーキを踏んだか			前車に追従停止するときには自車の車幅以上の距離を取ったか		
	危険な状況に応じ、素早いブレーキを踏めたか			割り込まれそうになったときは妨害せず、安全に入れてあげたか		
ハンドル	急ブレーキをしなかったか		危険予測と回避	ダロウ運転で見切り発車をしなかったか		
	滑らかなハンドル操作ができたか			センターオーバーの対向車の発見時にブレーキを踏める状態に入ったか		
	片手ハンドルをしなかったか			狭い道路で対向車と行き違うときに道を譲ったか		
合図	曲がり角では手前で十分にスピードを落とし、ゆっくりとハンドル操作をしたか			前車のブレーキ灯がついたのを見て、すぐにブレーキを踏める状態に入ったか		
	急な合図をしなかったか			歩行者の横断を早めに発見して安心して横断できるようにしてあげたか		
	不要な合図をしなかったか			バックしている車の背後を横切らなかつたか		
進路変更時の合図をしたか		アドバイスの要点				
他車や歩行者に必要に応じて手で合図を行ったか						

## 5 安全確認呼称運転の方法

声を出して安全を確認する

安全運転の手法のひとつに、安全確認呼称を実施しながら運転を行う方法がある。

わけにはいかないが、安全確認やその動作と発声を連動させることで、安全運転が身につきやすい。

わけにはいかないが、安全確認やその動作と発声を運動させることで、安全運転が身につきやすい。



運転しながら、声を出して安全を確認する。

自動車の運転の動作（ペダル、ハンドル、レバーの操作など）を行ふ際に、可能な限り、指差呼称（指差と発声）を組み合わせるものである。（表9、表10）。

わけにはいかないが、安全確認やその動作と発声を運動させることで、安全運転が身につきやすい。

表9 安全確認呼称の要領①

発進	前方よし 左よし 右よし 徐行発進よし
速度	制限速度よし
車間距離	車間距離よし (わき見運転厳禁) (下り坂注意)
右折	(30m手前) 右後方よし 横断者なし 右折よし (より合図) 前方よし
左折	(30m手前) 左後方よし 横断者なし 左折よし (より合図) 前方よし
進路変更	(3秒前) 右(左)後方よし 進路変更よし (より合図) 前方よし
追い越し	(追い越し禁止場所、危険場所でないことを確認する) 右後方よし 前方よし 追い越しそう (無理な追い越し厳禁)
徐行	(徐行励行) 速度よし 車間距離よし (わき見運転厳禁)
一時停止	(一時停止励行) 右よし 左よし 徐行発進よし
側方通過	(人は1m、自転車・バイク・乗客乗降中のバス は2m以上間をおいて注意して通過する) 危険:停止 注意通過よし
後退	(必ず助手誘導か) 下車確認する 後方よし 最徐行後退よし

## 安全確認呼称運転の方法

表12 交通事故記録書

分類	1. (人身・物損)	2. (通勤・私用)	3. (加害・被害)
発生日時	平成 年月日( ) 時 分頃		(天候)
発生場所	1. 住所		2. 路線名
当方	氏名	職場	年齢 歳 運転歴 年
車両	1. 車名	2. 年代 年式	3. 車両番号
保険	強制	1. 保険会社名	2. 証券番号
	任意	1. 保険会社名	2. 証券番号
損害	人身	1. 負傷部位	2. 程度 (入院 日、全治 日)
	物損	1. 破損部位	2. 程度 (全損、修理 円)
相手方	氏名	性別 (男・女)	年齢 歳 運転歴 年
	連絡先	1. 住所	2. 勤務先
	代理人	1. 住所	2. TEL
保険	強制	1. 保険会社名	2. 証券番号
	任意	1. 保険会社名	2. 証券番号
損害	人身	1. 負傷部位	2. 程度
	物損	1. 破損部位	2. 程度

## 事故の概要

略図

事故形態	車対車	車対人	車両単独	運転状況	道路状況
	衝突	交差点横断	路外逸脱	疲労の程度	道路幅
	出会い頭	路側通行	標識・電柱	道路の認識	路面状況
	正面衝突	飛び出し	路上障害物	わき見・見落とし	見通し
	側面接触	交差点外横断	家屋・壁	シートベルト	混雑状況
	その他	その他	その他	特記事項	特記事項

## 主たる事故原因と再発防止対策

交渉の経過



不幸にして交通事故が発生してしまった場合、そしてそれが会社の従業員の業務中のものであった場合、企業の管理者や安全衛生担当者はどう対処すればよいか。従業員が業務中に交通事故を起こしたりなどすると、使用者には、使用者責任や運行供用者責任が発生することになり、損害賠償(表11)の問題がついてくる。

こうした問題に適切に対処するためには、事故の状況や被災の内容、保険関係などの事項について

交通事故記録書(表12)を使用して、正確に記録しておくことが、何よりもまず必要である。

## 事故分析と再発防止にも

## 交通事故記録書を活用

損害賠償や補償などに對処するためと同時に、交通事故記録書は事故原因の分析と再発防止対策の確立のための資料としても役立たせなければならない。

そのためには、事故の概要や略図、事故形態の項目は、できる限り詳しく記録する。

そのうえで事故原因を正確に分析し、原因に応じた対策を打ち出

す。原因と対策は全社的に周知させ、対策は直ちに実行に移す。

## 6 交通事故発生時の対処法

### 交通事故記録書に記録する

表11 人身事故における損害の種類(例)

死亡の場合	傷害の場合			①捜索救助、護送、応急措置費 ②初診料、入院費、通院費、処置料、注射代、投薬料、検査料、レントゲン代、文書料、輸血・採血料、保存血液代、手術料	①過去の逸失利益 ②代替雇用費用 ③将来の逸失利益 ④通院費用、入院交通費、往診料 ⑤義肢、義足、松葉杖、義歯、コルセット、眼鏡、補聴器などの費用 ⑥温泉療養費とその交通費 ⑦雑費など ⑧将来の手術費 ⑨弁護士の費用 ⑩火葬、祭壇弔慰など (死亡に至るまでの損害分は 傷害の場合と同じ)	①慰謝料(傷害によるもの) ②後遺症 (症状固定後残存すれば)	①慰謝料(傷害によるもの) ②慰謝料(傷害によるもの) ③精神的損害
	家族など	本 人	財産的損害				
弁護士費用	扶養代 死体処理、運搬費 火葬、祭壇弔慰など (死亡に至るまでの損害分は 傷害の場合と同じ)	①つき添い費 ②フトン代 ③火葬、祭壇弔慰など (死亡に至るまでの損害分は 傷害の場合と同じ)	①逸失利益 ②休業補償	①慰謝料(傷害によるもの) ②慰謝料(傷害によるもの) ③精神的損害	①慰謝料(傷害によるもの) ②慰謝料(傷害によるもの) ③精神的損害		

▼表13 交通災害原因一覧表（例）

※下記の項目の中から該当項目をピックアップする

過失区分	1. 自過失 2. 相手過失 ①当方が主因者 ②相手が主因者 3. 他事故波及	管 理 的 原 因	1. 安全管理組織の欠陥 2. 規定、基準の不備 3. 装備類管理の欠陥 ①台帳類の不備 ②点検、整備体制の不備 4. 監視、監督上の欠陥 5. 安全研修の不備 6. 安全対策実施の遅延 7. 適正配置、人事管理の不備 8. 車両運行管理の不備 ①運行指示の不適切 ②車両使用書の不備 ③点検整備体制の不備 ④交通情報の不足 ⑤形式的運行命令 ⑥過労運転命令 9. 安全知識の欠如（無知） 10. 法律、規定、基準の誤解（無理解） 11. 技能未熟（悪習慣） 12. 経験不足（無経験） 13. 安全研修未受講 14. 職場のコミュニケーション
	1. 交通環境 ①交通渋滞 ②道路条件 ③信号 ④標識等の設置状況 2. 安全装備品、服装の欠陥 3. 車両の構造及び装置の欠陥 4. 道路の欠陥 ①陥没 ②地割れ ③崩壊 ④凍結 5. 積載物		
	1. 運転行為の不適切 ①信号無視 ①(I)赤 ②(II)黄 ③(III)赤色点滅 ④(IV)黄色点滅 ②通行禁止 ③制限違反 ④速度違反 ③通行区分 ①(I)右側通行(センターラインオーバー) ②(II)車両通行帯違反 ③(III)その他通行区分違反 ⑥後退不適切 ⑦横断、転回不適切 ⑧車間距離不保持 ⑨追い越し方法不適切 ⑩追い抜き方法不適切 ⑪進路変更不適切 ⑫わき見運転 ⑬いねむり運転 ⑭無理な割り込み ⑮急ブレーキ ⑯踏み切り通行違反 ⑰右折方法不適切 ①(I)一時停止 ②(II)徐行 ③(III)安全確認 ④(IV)通行部分 ⑱左折方法不適切 ①(I)一時停止 ②(II)徐行 ③(III)安全確認 ④(IV)通行部分 ⑲歩行者保護違反 ①(I)一時停止 ②(II)徐行 ③(IV)予測不足 ④(IV)歩行者側方安全間隔不保持 ⑳徐行不履行（上記以外のもの） ㉑一時停止不履行（　　） ㉒安全運転義務違反 ①(I)ハンドル等の操作不確実 ②(II)安全不確認、ドア開放、携帯電話使用 ③(IV)その他安全（防衛）運転違反 ㉓合図不履行 ㉔乗車不适当 ㉕積載不適当 ㉖点検不履行 ㉗安全装備（装置）の不使用		
人的原因 (不安全行為)	2. 歩行行為の不適切 ①信号無視 ②左側通行 ③車道通行 ④横断歩道外横断 ⑤斜め横断 ⑥車両の直前直後の横断 ⑦横断禁止場所の横断 ⑧幼児のひとり歩き ⑨踏み切り不注意 ⑩めいてい・はいかい ⑪路上作業（遊戯） ⑫路上への飛び出し	そ の 他 の 原 因	1. 家庭、家族の問題 2. 趣味、嗜好、生活態度 3. 溫度、湿度、騒音、明るさ 4. 自然現象 ①落雷 ②地震 ③波浪 ④突風 5. 意識喪失 6. 疾病 7. 身体的特性 ①近視 ②弱視 ③難聴 ④身長 ⑤体重 ⑥肥満 8. 身体機能の反応度 9. 常用薬物 10. 錯覚 11. めいてい 12. 態度不良 ①異常状態の軽視 ②作業内容の軽視 ③指示、注意事項の無視 ④法律、規定、基準の無視 13. 精神的動搖 ①怠慢 ②不満 ③反抗 ④不和 ⑤上調子 ⑥不安 ⑦無知 14. 性格的特性 15. 錯覚、錯誤